

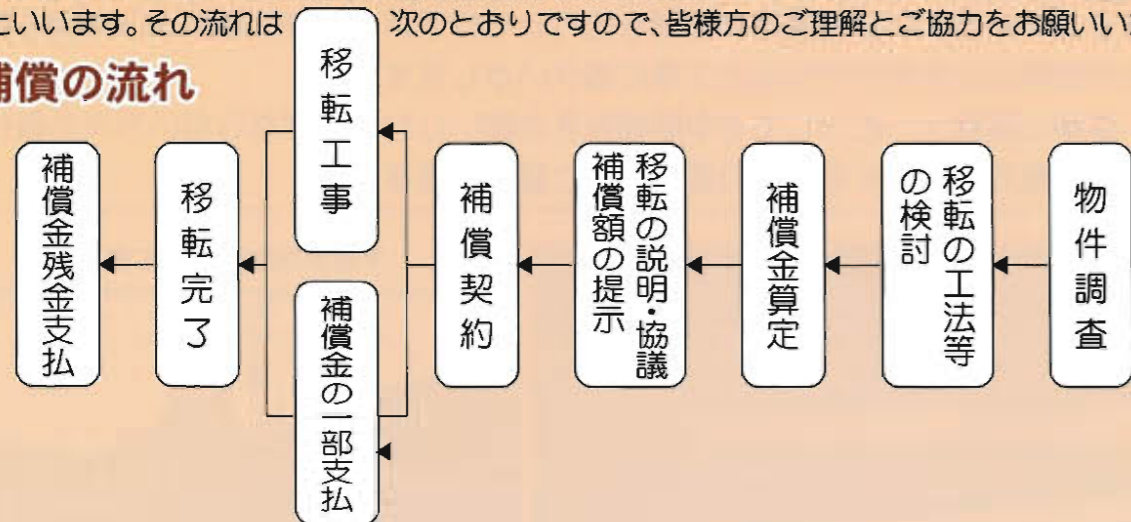
★★★ 移転補償について ★★★

皆様の土地を新しい場所（換地）へ配置換えさせていただくときに、建物等はその新しい場所に移転（曳家・再築等）していただくことが必要となる場合があります。

この建物等の移転にあたりましては、各権利者の方々、それぞれの内容などが異なりますので、個別に協議させていただきますが、原則として皆様自身で建物等の移転を行っていただきます。

その際、移転していただくための費用（建物移転料等）をお支払いすることになりますが、この費用のことを補償金といいます。その流れは次のとおりですので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

移転補償の流れ



お知らせ

建築行為等の制限があります

事業地区内で土地の切り盛り及び建築の新築・増改築を行う場合は、知事の許可が必要となりますので、あらかじめ当事務所とご相談ください。「行為許可申請書」を提出していただきます。

権利変動届けについて

土地を売買・相続等により所有権を移転した場合は、登記簿謄本を添付して、「権利変動届出書」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも提出してください。

事務所からのお願い

- ★ 事業地区内各所で工事のため、切り廻し道路が多くなっております。安全対策については十分配慮しておりますが、皆様方におかれましては、通行に際しましてはご注意ください。
- ★ 最近事業地区内において、不法投棄が多く見受けられるようになってきました。当所職員も随時見回りなどし、監視しているところですが不法投棄は後を絶ちません。皆様方におかれまして不審者、不法投棄車両など見かけましたら当事務所に通報して下さるようお願いいたします。



問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。
※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

- 木地区換地課（換地等に関すること）
☎04-7150-4501
- 管理移転課（補償等に関すること）
☎04-7150-4502
- 木地区工務課（工事等に関すること）
☎04-7150-4503

第3号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成18年11月16日発行
発行/千葉県東葛飾地域整備センター
流山区画整理事務所
〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地
☎04(7150)4501

流山木地区

まちづくりだより



【新しい事務所に隣接する南流山3号公園(カエル公園)】

千葉県